

商品券取り扱いにおける注意事項（詳細）

【留意事項】

- 登録店舗・事業所において使用期間内に限り使用可能。
- 期限を過ぎた商品券は使用できません。
- いかなる理由があろうとも換金はできません。
- 購入後の返品はできません。
- 釣り銭は出ません。
- 現金との引き換えはできません。
- 転売行為・偽造・コピーは固く禁じます。

【商品券が使用できないもの】

- たばこ事業法(昭和 59 年 8 月 10 日法律第 68 号)第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこ
- 出資、債務、振込手数料等の支払い。国や地方公共団体等への支払い
(税金、電気・ガス・水道料金等の公共料金)
- 有価証券、金券、商品券(ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、事業者が独自発行する商品券等)、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- 事業活動に伴い使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等の支払
- 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場(一時借りを除く)等の不動産に関わる支払い
- 医療保険や介護保険等の一部負担金(処方箋が必要な医薬品を含む)
- 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- 風俗営業等の規制及び業務適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)
第 2 条第 1 項第 5 号から第 8 号に規定する営業への支払い
- 商品券の交換又は売買
- 現金との換金、金融機関への預け入れ
- 購入時：平成 27 年 6 月 27 日(土)～

クレジット、電子マネー、その他商品券での購入（引換）はできません。

再販売について 6 月 27 日販売数が各券の総発行数に達しなかった場合または残余の券が出た場合は、HP 等で再販売のお知らせをします。